

(厚生委員長職務代行委員 賀井喜代次君 登壇)
。厚生委員長職務代行委員(賀井喜代次君) 指名がございまし
たので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお本案審査について補足説明を申し上げます。
まず担当課長の説明を求めました。それによると
歳入歳出総額二億五千五百三十三万七千四の予算算の歳入
では、保険料が算出基礎による九千九百九十九万九千の収
納率九五%をみて現年度保険料八千七百三十一万九千
滯納繰越金二五%八千九百九十九万九千である。国庫支出金一億四
千八十二万九千は国庫負担金の事務費、療養給付費、
国庫補助金の助産費補助、調整交付金である。都
支出金一千三百三十五万九千は国庫補助金を除いた分の補
助金、各種補助、午当、調整補助金であり一般
会計からの五百万円の繰入金、前年度繰越金五百万円
などによるものである。



歳出においては総務費で人件費のほか八十歳の高齢者記念品
代、軽自動車購入代、保険給付費二億三千七百三十九万
余円は療養給付費の四十七年度見込み額の二七%を占めたもの。
助産費は一人一万円、育児手当は二十四の各三百十件分。
葬祭費は一人五千円の九十七件分などである。保険施設費
は保険施設利用者補助であとな千円、こども五百円の補助
などのほか公債費、諸支出金、予備費などである。
——との説明があり、質疑において、保険徴収報償金
は婦人会が五四%で大半を占めており一軒当たりの徴収手
当は婦人会が百二十四、委託人が二十五円である。なおこの
婦人会の徴収は減少の傾向で被保険者が直接窓口を通して
納入している。保養所利用者は四十七年度は二月末現在
であと三九人、こども十二人が利用している。老人医療
費助成に伴う保険者負担増の補助金は東京都が昨年の
七月に老人医療の無料化範囲を拡大したことに伴い医療費増
加分の補助で、その増加分を対象の老人数により算出する

もので四十七年度約八千四であり、ことしは人数・単価等も増加すると思う。八十歳の高齢者記念品該当者は十六人で敬老の日に記念品を贈る予定である。国保加入がたやすくできるため申請者が多いが社会保険に入る資格のある人については税金の申告等を見て社会保険の加入を指導している。――などの質疑あり。採決の結果、当委員会はとして原案を可決すべきものと決定した次第であります。何とぞご審議の上、当委員会決定とありご可決くださるようお願いいたします。

議長

(末次性男君)

以上で委員長職務代行者の審査報告は終了。

かりました。

これより委員長職務代行者報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

十一番

(伊東忠次郎君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号については討論を省略し委員会審査報告とあり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎

君から所定の賛成者を得て、

本案は討論を省略し委員

会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、

本動議とあり決することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第

四十三号昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計予算は委員会審査報告のとおり可決されました。

議長

(末次性男君)

日程第二十七議案第四十四号昭和四十八年度

福生市公益質屋会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

たいたい議題となっております。議案第四十四号については、討論を省略し、委員会審査報告とあり可決せんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) おばかりいたします。 たいたい伊東忠次郎君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議なしと認めます。 よって議案第四

十四号昭和四十八年度福生市公益質屋会計予算は委員会審査報告のとおり可決されました。

議長 (末次性男君) 日程第二十八議案第四十五号昭和四十八年度

福生市福生都市計画事業福生工地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長高波忠君登壇)

建設委員長 (高波忠君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続きまして本案審査について補足説明を申し上げます。

担当課長の説明を求め、歳入において二億百九十九万

は分担金及び負担金の保留地処分金として加美平分五千円、

多摩河原分一億円の計一億五千万円。繰入金は一

般会計から加美平、多摩河原分を合わせ五千万円。

繰越金において一万円。諸収入として預金利子十万円、

武蔵野台の換地精算金八十万円の計九十九万円である。

歳出において歳入と同額の二億百九十九万円は、一般管理費で

職員の人件費をはじめ自動車購入代、その他経常経費で

ある。事業費の加美平地区事業費としては審議会委員の報酬のほか今後予定する建物移転十八棟や工作物移転の

補償料が二千四百五十万余円、 公社への事業委託料四千
円等を含め加美平地区関係で六千五百七十九万余円である。
多摩河原関係では委員の報酬のほか公社への事業委託料八
千五百万円、 建物移転二十一棟、 工作物二十三の補償料と
して四千八百万円、 その他で一億二千七百七十九万余円である。
諸支出金では歳入と同様武蔵野台の換地精算交付金二名
分として八十万円、 予備費百十三万余円である。 債務
負担行為の関係では加美平地区では完了に難行し昭和四十
八年度完了予定を二カ年延長し昭和五十年年度に、 また
多摩河原地区については一部精算事務が残る関係から昭和四
十八年度完了予定を一年延長し昭和四十九年度とそれぞ
れ事業年度を変更しようとするものである。——との説明
があり、 質疑に入り、 保留地処分価格はいくうかについて
各地区の評価委員会では査定することになっているが市としては
加美平、 多摩河原ともに一平方メートル当たり二万五千円
程度とみている。 保留地の公共用地取得の考えは、——に

ついては当初予算で一億五千万円の保留地処分金を含んでいる
が、 今後開発公社設立とも考え合わせ学校等を含めた
公共用地確保ということでも市で買い上げたい考えであり審議
会了解も得ている。——等の質疑があり、 採決の結果
全員一致で可決すべしと決定した次第であります。
慎重にご審議の上、 当委員会決定となり可決くださ
いますようお願いいたします。

議長

(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますのでこれより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い最初
に反対者から発言を願います。 十番松山清君。

(十番松山清君登壇)

十番

(松山清君)

議案第四十五号昭和四十八年度福生市福生

都市計画事業福生工地区画整理事業会計予算に反対討論をいたします。

私は当会計予算について特に加美平地区事業を含んでおりここに大きな問題があると考えております。理事者の

一方的な事業施行によって関係住民の反対にあつてゐることはご承知のとおりですが、しかし依然として理事者においては

態度を改めることなく強行しようとしてゐる姿はまことに遺憾であります。すでに何度かの事業延長がされてあり、

そのたびに多くの財源を注ぎ込んでゐたにしているのは理事者の責任であります。今度の予算においても加美平事業に

二千万円もの一般会計からの繰り出しをして事業の強行をはかると同時に、債務負担行為で今後も多額の支出が見

込まれております。しかし単なる事業延長で事は解決するものではありません。理事者はいままでの住民無視の態度を改めることがまず第一にしなければならぬことでありま

す。今後にもかかる事業によつて起るいろいろな問題です。

べて理事者の責任によるものと考える次第であります。

このようなことから私は当会計予算に反対をいたします。

議長

(末次恒男君)

次に賛成者十六番高波忠心君

(十六番高波忠心君登壇)

十六番

(高波忠心君)

ご指名をいただきましてありがとうございます。私は本案に対し賛成する者であります。

本事業については議員各位もご案内のとおりその大部分は

施行済みであり、また本市の都市的基盤造成の面から

も当然開発事業は遂行しなければならぬと考える者であります。都市計画街路二・二・五線が中断され、未解決

部分はその路盤が電の子型になってあり通行者の安全に多大なる危険と迷惑をかけております。あるいは区画整理

が未完のたのに本換地ができず、登記もできず協力者にたいへん不便やう損害を与えてゐるのであります。現

時点においては反対者が当初より著しく減少してゐるこの話を

承っておりまして、わずかに一部のみということであり、市当局においては当事者と誠意と熱意をもつて交渉し、本議案にあるとあり一カ年延長し昭和五十年年度中に完了されま
すよう要望をいたしまして賛成討論といたします。(拍手)

議長(末次性男君) 以上で討論を終わります。

これより議案第四十五号について起立により採決いたします。
本案について委員会報告とあり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(末次性男君) 起立二十名、多数であります。

よって議案第四十五号は委員会報告とあり可決されました。

議長(末次性男君) 日程第二十九議案第四十六号昭和四十八年

度福生市公共用地会計予算を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してあります
ので委員長から報告を願います。

(総務委員長田村匡雄君登壇)

総務委員長(田村匡雄君) 指名をいたしたため審査報告
いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

この予算案は土地開発基金一億四千万円から生ずる利子
収益金を措置するもので、前年度からの繰越金と預金
利子を合わせて歳入が二十五万円、歳出においては開発基金
への積み立てをはじめの一般経常経費と予備費に充てられ
た
当しようとするものであります。

当委員会としては特に発言もなく本予算案は原案のと
おり可決すべきものと決定した次第でございます。

当総務委員会の決定とありご可決くださるようお願い申
し上げ、報告を終わります。

議長(末次性男君) 以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四十六号については、討論を省略し委員会審査報告とあり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎

君から所定の賛成者と得て、本案は討論を省略し委員
会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されました
が、本動議のとおり決することに異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第四

十六号昭和四十八年度福生市公用地会計予算は委員
会審査報告とあり可決されました

議長(末次性男君) これより四時まで休憩いたします。

午後三時四十八分 休憩

午後四時 開議

議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三十議案第四十七号昭和四十八年度福生市水道事
業会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してあります
ので委員長から報告を願います。

(厚生委員長職務代行委員中喜代次君登壇)

○厚生委員長職務代行委員(中喜代次君) 指名がございましたの
で審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案審査について補足説明を申し上げます。

本案について担当課長の説明を求め、担当課長から
本予算は水道一元化を考慮して排水施設拡充に重点を

置き計上経費節減とし健全財政の維持をはかることにより
今後昭和五十年頃まで黒字財政が続くものと思うとの前提
のもとに、昭和四十八年度福生市水道事業会計予算案
施内訳について説明があり、収益的収入及び支出では収入
において水道事業収益一億九千七百二十万余円は多摩河原
地区等の加入による前年度比一三・三％の増である。これは
営業収益として水道料金、受水工事収益の市営住宅
給水工事、修繕収入、その他検査手数料、生
活保護世帯の基本料金免除による一般会計補助金等であ
る。営業外収益としては預金利息、受託工事とし
て二、二・七、基地排水などの水道管布設替え工事、水
道メーター器など不用品売却収益等である。これに対する
支出は一億九千四百八十八万余円で昨年度比一八％増となっ
ている。これは水道事業費用として井戸の運転経費、
三多摩分水の受水費、浄水場の経費、集金、
検針の経費、内部事務経費、有形固定資産減価
償却費、資産減耗費で営業外費用として企業債利息
収入に見合う受託工事費等である。



一才資本的収入及び支出において、収入の七千五百五十万
円は第四期拡張事業分の企業債、一般会計からの消火検設
置工事負担金である。これに対する支出一億一千四百二十五
万余円は第四期拡張事業費、量水器購入代、工事用工
具、軽自動車二台の購入代、企業債元金の償還金等
で資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額四千二百
七十五万三千円は当年度損益勘定留保資金三千百七十七万四
千円、建設改良積立金一千九百七十九万円で補てんとす
る、財務諸表、年度別の工事、第四期拡張事業の
説明があり、質疑に入り、その質疑の主な内容は水道
課の自動車の保有台数は四台で、ライトバン、トラック、
軽トラック二台で当予算で軽トラック二台を買いかえようとする
ものである。全般にこりように車かふえると管理を考へるべ
きであるといふことについて、現在まで車の配車は事業をや

つて、いろいろは補助で買えるという不公平な面もあったが、
協同管理、一括管理にならと清掃その他特別に職員を置く
く必要があまりし、必要なときすぐ使えず困るという意見も
あり、管理については研究させてもらいたい。三多摩
分水の受水は七月、八月に一日当たり八百トンとして計上した
が、実際は少なくて済むと思うが、昨年より一日当たり
二百トンほど増加してくると思う。水道工事業者の入れ
は工事金額により格づけをして、それに基づく業者選定
委員会でも選考している。大きな工事については市外の業
者が取っている。ただ水道においては緊急時の工事の要請
もあり、それについては市内の業者が行なう場合が
多い。指定工事店については市で基準単価を示し、
その基準内で市でチェックして施行させている。その他一
般家庭用の給水工事は指定工事店以外はできないと規定
されている。マンシングの隔測メーターの使用は原ヶ谷戸に一
件だけで、これについては設置を義務づけている。人

口増に伴う水源確保と井戸の水位の低下については水量
は年々三ないし五％づつ低下している現状である。都の一
元化計画をみても当市の将来の水源の見通しは、昭和五
十年には九千四百トン、五十五年には八千トン位にみている。
水源は地形により差が生じ市内の井戸においても差が生じ
ている。現在地盤沈下の問題で規制を受けており新規
の井戸を掘れないわけで、井戸の水量が減っていくとさら
に東京都の受水を受けなければならなくなってくる。財
産の償却算定基準は法律では配水管の場合三十八年、
井戸のポンプ設備の場合十五年で償却するようになっている。
多摩河原の団地に対する事業については昨年三月の説明のと
おり実施し、負担金もそのようにもっている。一時借
入金の利子は営業外費用として計上するようになっていた。
未収金百二十三万余円は使用料も上り予算の時点でこの
程度みたほうが安全で、これには徴収員一名を募集して
いるところであるが、現在の徴収員では消化しきれず遅れ